

貸付債権譲渡契約書

（以下、「譲渡人」という。）と（以下、「譲受人」という。）は、譲渡人と譲受人の間の平成 年 月 日付「貸付債権譲渡に関する基本契約書」（以下、「基本契約」という。）に基づき、譲渡人が譲受人に本契約第1条第(1)項記載の貸付債権を譲渡することに関し、以下の通り合意する。なお、本契約の規定と基本契約の規定の間に齟齬が生じた場合には、本契約の規定が優先する。また、基本契約で定義された用語については、本契約においても同じ意味を有する。

第1条（原債権等）

(1)本契約に基づき譲渡人が譲受人に譲渡する原債権の基本事項は、以下の通りとする。

原債務者	
貸付形態	
貸付日	
最終弁済期限	
当初貸付元本金額	
元本返済条件	
元本残高（受渡日時点）	
利率及び利払条件	
譲渡元本金額	
譲渡・質入れに関する関連原契約書等上の規定	
特定関連原契約書等の明細	

(2)譲渡人及び譲受人は、随伴する担保・保証等につき、以下の通り合意する。

本契約に基づく個別譲渡取引に係る随伴する担保・保証等の内容は、以下の通りとする。

<input type="checkbox"/>	なし
<input type="checkbox"/>	あり
<input type="text" value="（具体的内容）"/>	

前号記載の随伴する担保・保証等に関し、その権利移転手続、対抗要件具備手続、これら手続にかかる費用負担その他の事項につき、譲渡人及び譲受人は以下の通り

対抗要件具備の方法

手段	内容
<input type="checkbox"/> 譲渡特例法（注）	
<input type="checkbox"/> 民法第467条及び 第468条	<input type="checkbox"/> 譲渡人が原債務者に確定日付ある証書による通知 を行う <input type="checkbox"/> 譲渡人が原債務者より確定日付ある証書による 承諾を取得する <input type="checkbox"/> 譲渡人が原債務者より確定日付ある証書による 異議を留めない承諾を取得する <input type="checkbox"/> その他

（注）「譲渡特例法」とは、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律」（平成10年法律第104号）をいう。

費用負担

- 譲渡人が負担
 譲受人が負担
 譲渡人と譲受人が折半
 その他

本項において具備が留保された対抗要件の具備について、譲渡人及び譲受人は以下の通り合意する。

- (2) 譲受人は、原債務者に対する原債権の譲渡についての対抗要件が具備されていない場合には、原債務者等に対し個別譲渡取引に関する一切の事実の開示を行わない。ただし、本契約の規定に従い原債務者に対する対抗要件を具備するために行う通知等についてはこの限りでない。
- (3) 本条に定める義務につき違反を為した当事者は、当該違反に起因し本契約相手方に生じた損失、経費その他の損害の一切を負担する。

第5条（事務の委任）

- (1) 譲渡人及び譲受人は、譲受人を委任者とし、譲渡人を受任者とした事務の委任について以下の通り合意する。

事務委任の有無

- 委任をしない
 委任をする

前弁済の申出があったときは、当該申出に対する諾否及び清算金の計算については、以下の通り取扱う。

申出に対する諾否

- 特定委任者がこれを決定する。
 特定委任者はこれを応諾する。

清算金の計算

- 関連原契約等の規定に従い特定委任者がこれを計算する。
 関連原契約等の規定に従い特定受任者がこれを計算する。

第6条（対象委任事務の委任の解除等）

(1)対象委任事務の委任がなされている場合、対象委任事務の委任の解除は当事者の書面による合意により行う。ただし、以下の各号の場合についてはこの限りでない。

特定委任者は、以下の事由が生じた場合には、特定受任者に対し通知することにより対象委任事務の委任を解除することができる。

特定受任者は、以下の事由が生じた場合には、特定委任者に対し通知することにより対象委任事務の委任を解除することができる。

(2)前項の規定に拘わらず、特定受任者が対象委任事務の履行を怠り、特定委任者が相当の期間を定めてその履行を催告してもなお履行がなされない場合には、特定委任者は特定受任者に通知をすることにより対象委任事務の委任を解除することができる。

(3)対象委任事務の対象となる原債権が弁済され若しくは消滅した場合又は特定委任者が原債権を第三者に譲渡した場合には、当該原債権についての対象委任事務の委任は当然に終了する。ただし、特定委任者が原債権を第三者に譲渡する場合には、事前にその旨を特定受任者に通知しなければならない。なお、第5条による対象委任事務の委任が複数の原債権に係るものである場合には、特定委任者が原債権を第三者に譲渡する場合であっても、譲渡されない原債権があるときは、その原債権に関する範囲で対象委任事務の委任は有効に存続する。

(4)本条の規定に従い対象委任事務が解除され、又は終了した場合であっても、その時点までに対象委任事務の遂行に関し特定受任者に現に生じた義務は、それが履行されるまでの間有効に存続する。

(5)原債権が特定委任者より第三者に譲渡された場合、特定受任者と当該第三者の間に何らの委任関係も生じない。ただし、特定受任者及び当該第三者の間の別段の合意がある場合は、この限りでない。

第7条（相殺等）

- (1)原債権等に係る債権と原債務者等が譲渡人に対して有する債権（以下、本条において「**反対債権**」という。）が相殺適状にある場合、譲渡人は、(i)自己のためにこれらの債権を相殺してはならず、また、(ii)譲受人又はその後原債権等を譲受けた者のためにこれらの債権を相殺する義務を負わない。また、原債権等と反対債権が相殺適状にある場合、譲受人は当該譲渡人に対し、これら債権を相殺することを要求することができない。
- (2)原債務者等が反対債権を自働債権とする相殺を行うことにより原債権の金額が減少した場合、譲渡人は当該減少額を、原債務者等による相殺がなされたことを知ったときから遅滞なく、譲受人（又は譲渡人に知れたる当該原債権の債権者）に対して支払う。
- (3)原債務者等による相殺の受働債権となりうる債権が複数ある場合において、原債務者等が反対債権を自働債権とした相殺を行うに際し譲渡人が充当指定を行うことができるときは、原債務者等による相殺の受働債権となりうる全債権のうち原債権等と充当順位が同一のものの合計金額に対する当該原債権等の金額の割合に応じ、当該相殺により当該原債権等が減少するものとして充当指定を行うものとし、前項の規定を適用する。
- (4)原債務者等による相殺に際し関連原契約書等の規定に基づき原債権の債権者が清算金を受領できる場合で、当該相殺時点での債権者（本項において「**債権者**」という。）及び債権者に当該原債権等を譲渡した譲渡人のいずれもが清算金を計算できるときは、当該計算は以下の通り行う。なお、譲渡人及び債権者は、指定された計算担当者が行った計算を、明白な誤りのない限り、尊重する。
- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 関連原契約書等の規定に従い譲渡人がこれを計算する |
| <input type="checkbox"/> | 関連原契約書等の規定に従い債権者がこれを計算する |
- (5)原債務者等による原債権等の弁済が譲渡人に対し適法になされた場合、譲渡人は当該弁済金額を遅滞なく譲受人（又は譲渡人に知れたる当該原債権等の債権者）に対して支払うものとする。
- (6)原債務者等による原債権等の弁済が譲渡人に対し適法になされ、当該弁済の対象となる債権が複数ある場合で、原債務者等による弁済につき譲渡人が充当指定を行うことができるときは、原債務者等による弁済の対象となりうる全債権のうち原債権等と充当順位が同一のものの合計金額に対する当該原債権等の金額の割合に応じ、当該弁済により当該原債権等が弁済されるものとして充当指定を行うものとし、前項の規定を適用する。

第8条（特約事項）

J S L A : ローン・セカンダリー委員会
個別契約（汎用バージョン） - 平成 1 3 年度版

(1) 譲渡人及び譲受人は、基本契約第 7 条第(1)項に規定する原債権等の譲渡・質入れに関する別段の定めとして、以下の通り合意する。

(2) 本契約に基づき譲受人が譲渡人に対し負担する義務のうち、基本契約第 7 条第(2)項に従い転譲渡に伴い転譲受人に移転すべきものは、以下の通りとする。

(3) 譲渡人及び譲受人は、以下の事項につき合意する。

J S L A : ローン・セカンダリー委員会
個別契約（汎用バージョン） - 平成 1 3 年度版

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、譲渡人・譲受人が記名押印又は署名の上各 1 通ずつを保有する。

年 月 日

譲渡人：

_____ 印

譲受人：

_____ 印

[印紙]

基本的な委任事務の内容

1. 回収金の受領及び引渡

(1) 特定受任者は、特定委任者のために、原債務者より原債権に係る元利金その他の回収金を受領し、これを特定委任者に、本契約書記載の受渡方法により、すみやかに引き渡す。なお、回収金の受領及び引渡事務には、以下の事務を含まないものとする。

(i) 原債務者による原債権に係る支払債務の不履行があった場合の債務履行督促及び催告

(ii) 随伴する担保・保証等に係る権利行使

(2) 特定受任者は、原債務者が原債権に係る債務の支払いを行う前であっても、弁済金に相当する金額を特定委任者に対して仮に支払うことができる。この場合、当該仮払いを行った日に特定受任者に対する原債務者の支払いが行われなかったときは、特定委任者は、特定受任者の請求により、直ちにこれを特定受任者に返還しなければならない。

2. 特定関連原契約書等の保管

特定受任者は、特定関連原契約書等を特定委任者のために保管する。

3. 期限前弁済に関する事項

特定受任者は、原債務者より原債権の全部又は一部につき期限前弁済の申出があった場合、すみやかに以下の手続を行う。

当該申出の内容を特定委任者に通知する。

本契約の定めに従って、当該申出に対する特定委任者による諾否を原債務者に通知する。

期限前弁済に伴い原債務者より清算金を受領する必要がある場合には、本契約の定めに従い計算された清算金の金額を原債務者に通知する。

上記1.の事務の一環として、期限前弁済される元本金額、経過利息及び清算金を原債務者より受領し、これを特定委任者にすみやかに引き渡す。

4．利息計算書、残高証明書の発行

特定受任者は、原債権の個別譲渡取引につき原債務者に対する対抗要件が具備されていない場合に限り、原債権につき、原債務者に対して利息計算書、残高証明書の発行を行う。

5．報告事務

特定受任者は、以下の場合に、遅滞なく事態を特定委任者に報告する。

- (1)原債務者等より関連原契約書等の変更の申出があった場合であって、当該変更が原債権等の内容の変更を伴うとき
- (2)随伴する担保・保証等につき、原債務者等よりその変更・解除の申出があった場合
- (3)対象委任事務の処理状況について特定委任者より報告の請求を受けた場合
- (4)原債務者等による原債権等の支払債務の不履行があった場合
- (5)原債務者等の合併その他法令等によりその事実を知れたる債権者に通知することが要求される場合で、原債権等の個別譲渡取引につき原債務者等に対する対抗要件の具備が留保されており、かかる通知が特定受任者あてになされたとき

以 上